

「駅」の景観形成推進地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の新設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	<p>斜面等への設置を避ける。</p> <p>記載欄</p>
	<p>周囲の建築物や街並みに配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。</p> <p>記載欄</p>
	<p>隣接する建築物等の壁面位置を考慮して設置する。</p> <p>記載欄</p>
(2) 高さ・規模	
	<p>圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の設置は避ける。</p> <p>記載欄</p>
	<p>周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。</p> <p>記載欄</p>
(3) 形態・意匠・色彩	
	<p>工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>色彩は、計画に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--